

“障害福祉分野就職支援金”のご利用にあたって…

【概 要】

これまで他業種で働いていた方等の「障害福祉分野における介護職」としての就労を支援するため、奈良県内で就職する際に必要な経費の貸付を行い、より幅広く新たな人材を確保することを目的とします。

I. 就職支援金…貸付限度額：20万円以内（1回限り）、使用用途は以下1～6のとおり

1. 子どもの託児先を探す際の活動経費（交通費）
2. 介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入経費
3. 介護業務に係る被服、靴、文具、用具等の購入経費
4. 就職に係る転居費用並びに、入居先の敷金・礼金等の支払経費
（就職に関係のない転居の場合は返還対象となります。）
5. 通勤用自転車、又はバイクの購入経費
6. その他、奈良県社会福祉協議会会長が就職する際に必要であると認める経費

II. 貸付対象者（以下、次の全てを満たすこと）

1. 奈良県内で障害福祉職員として就職する者（提出期限：就労開始日より1ヶ月以内）
2. 障害者介護(職)未経験の者
3. 公的職業訓練機関や地方公共団体、民間企業等が行っている「介護職員初任者研修」以上の研修を修了した者。
なお、就職と同時に上に定める研修を受講する者については、研修終了日から1ヶ月以内に研修修了証[㊟]を提出すること。
また、期限内に研修修了証[㊟]の提出が無い場合、正当な理由がある場合を除き、支援金の貸付を辞退したものとみなされます。
※介護職員初任者研修等の研修とは、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講）、同行援護従業者養成研修（基礎、統合を受講）、行動援護従業者養成研修。
4. 障害福祉サービス（「障害者総合支援法」第5条第1項、第18項、第77条及び第78条「児童福祉法」第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、「身体障害者福祉法」第4条の2に規定するサービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する障害福祉職員として週20時間以上就労した者、若しくは就労を予定している者。
5. 利用計画書（様式第Ⅰ号－Ⅱ）を申請時に提出した者
6. 他の都道府県を含め、介護福祉士等修学資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び介護分野就職支援金貸付事業により貸付けを受けた者を除く。

Ⅲ. 貸付金の返還免除

全額免除要件：奈良県内で「障害福祉職員」として就労した日から、以後2年間（在職期間が通算730日以上で、かつ、業務に従事した期間が360日以上）継続してその業務に従事した場合。

：死亡又は心身の故障により従事できなくなった場合。

裁量免除要件：奈良県内で「障害福祉職員」として就労した日から、以後180日以上従事した場合。 ※免除額＝借入金額×勤務した月数÷24ヶ月

Ⅳ. 貸付金の返還事由

1. 貸付契約が解除された場合
2. 奈良県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなった(従事しなかった)場合
3. 業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなった場合
4. その他、定める期限内に必要な書類(研修修了証⑤、従事期間証明書等)の提出がない場合
※当該事由が生じた日の属する月の翌月から一括もしくは分割により返還して頂きます。

Ⅴ. 貸付金の返還猶予

奈良県内において障害福祉職員の業務に従事している期間、災害、疾病、負傷、産休・育休等、「その他やむを得ない事由」により業務に従事できない場合、一定期間の返還猶予が可能です。

＝申請から貸付・免除までの流れ＝

1. 貸付申請書類の提出

障害福祉職員として就労するにあたり、奈良県内のハローワーク(公共職業安定所)への求職登録、または奈良県福祉人材センター等への届出、若しくは求職登録が必要となります。

※借入申請には、連帯保証人を立てること。

連帯保証人は、申請者が未成年者の場合は法定代理人、申請者が成人の場合は世帯を別にする者で申請時において65歳未満であり、債務を負担できる資力を有する者とします。

提出書類	留意事項
<ul style="list-style-type: none">• 借入申請書(様式第Ⅰ号-Ⅰ)• 振込先金融機関の通帳⑤• 住民票⑤(申請者、連帯保証人)• 所得証明書⑤(連帯保証人)• 誓約書(申請者、連帯保証人)	<p>※申請書には印鑑登録証明書の印を使用すること</p> <p>※通帳⑤は、振込先金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の送金指定口座(支店名、預金種別、口座番号、名義/フリガナが記載されている部分)</p> <p>※住民票⑤は、世帯全員分・世帯主名と続柄(個人番号不要)</p> <p>※誓約書は、申請者と連帯保証人(印鑑登録印)の連署</p>

6. 就業状況の確認(従事期間証明書の提出：毎年4月30日まで)

提出書類	留意事項
従事期間証明書(様式第X号)	※「全額免除」に至るまで、毎年4月1日の就業状況を勤務先で証明→4月30日までに提出すること



7. 返還免除の申請

提出書類	留意事項
返還免除申請書(様式第VII号)	※奈良県内で障害福祉職員等の業務に2年間従事(従事日数360日以上)した時点で申請が可能となります ※2年に満たない場合であっても1年以上(従事日数180日以上)従事すると申請により貸付金の一部を免除出来る場合があります。
従事期間証明書(様式第X号)	※勤務先で証明



8. 返還免除通知(契約終了)

本会が、免除申請書を受理した後、免除決定通知書を送付。

＝その他、変更等があった場合の手続き＝

●産休、育休、休職

提出書類	留意事項
返還猶予申請書(様式第XI号)	※災害、疾病、負傷及び産休・育休中等、その他、やむを得ない理由が発生した場合(医師の診断書、証明書、申請理由に係る証明書類等を添付) ※業務従事期間には算入されません。

●その他の手続きについて

変更等事由	提出書類
氏名・住所等を変更した場合	○氏名等変更届(様式第V号) ○変更内容が確認できる公的書類(住民票等)

連帯保証人死亡等により保証人を変更する場合	○氏名等変更届（様式第Ⅴ号） ○印鑑登録証明書
借受人が死亡、又は障害により貸付額の返還ができなくなった場合	返還の債務の全部又は一部免除 ○返還免除申請書（様式第Ⅶ号）
職場を変更した場合	○業務従事先変更届（様式第Ⅸ号） ○退職した従事先（職場）から …業務従事期間証明書（様式第Ⅹ号） ○新しく就職した従事先（職場）から …業務従事届（様式第Ⅷ号） ※退職してから1か月以内に上記の書類を提出して下さい。転職までに期間が空いた場合は返還対象となります。
障害福祉分野における介護職に従事しなくなった場合	○退職した職場…業務従事期間証明書（様式第Ⅹ号） ○退職証明書
支援金借入後に辞退する場合	○辞退届（様式第Ⅵ号） ○債務承認書

※変更等があったときは、速やかに必要書類を提出してください。

提出先：社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会/生活支援課
〒634-0061 橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター
TEL：0744-29-0100
H P：<https://nara-shakyo.jp/>